

プラスチックごみ削減と脱炭素社会実現に関する連携協定書

神奈川県（以下、「甲」という。）とウォータースタンド株式会社（以下、「乙」という。）は、プラスチックごみ問題に対する共通認識のもと、「かながわプラごみゼロ宣言」及び2050年脱炭素社会の実現に向けて、使い捨てプラスチック製品の使用抑制やプラスチックごみの削減を推進するため、次のとおり連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、使い捨てプラスチック製品の使用を抑制するとともに、官民連携による取組を推進し、プラスチックごみの削減を推進することにより、2050年脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するものとする。

- （1） マイボトル用給水器（設置部材を含む。）を活用した取組に関すること
- （2） 官民の連携によるプラスチックごみの削減に向けた取組に関すること
- （3） 使い捨てプラスチック製品の使用抑制及びプラスチックごみの削減推進の啓発事業の実施に関すること
- （4） その他、甲及び乙が必要と認める取組に関すること

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議し、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項を本協定の目的外に利用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、相手方の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に規定する秘密保持の責務を負うものとする。

（協定期間）

第5条 協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、甲又は乙が更新を希望する場合は期間満了の1ヶ月前までに相手方に対し意思表示を行うもの

とし、甲乙協議のうえ合意した場合に限り更新することができる。

(疑義等の処理)

第6条 本協定書に定めのない事項又は本協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年5月30日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目463番地
ウォータースタンド株式会社
代表取締役 本 多 均